

ワイルドウォーターレーシング
競技規則

(改正点要約)

1改 H18年4月12日 第3条要約 見直し



社団法人 日本カヌー連盟

2006年4月1日から

日本カヌー連盟
ワイルドウォーターレーシング競技規則(JCFルール)
2006年4月改正

目 次

第1章 総則

- 第 1 条 定義目的
- 第 2 条 競技会
- 第 3 条 競技者(選手)
- 第 4 条 競技会日程
- 第 5 条 最少参加者

第2章 種目・艇の構造・商標

- 第 6 条 種目
- 第 7 条 艇、パドル、付属品

第3章 競技会組織および競技規則

- 第 8 条 役員及び委員会
- 第 9 条 役員の職務
- 第10条 競技会要項
- 第11条 参加申し込み(エントリー)
- 第12条 参加申し込みの受理
- 第13条 発艇順
- 第14条 競技日程(プログラム)
- 第15条 参加申し込みの変更及び棄権
- 第16条 ゼッケン(ビブ)
- 第17条 監督への通達及び会議
- 第18条 安全装置
- 第19条 コース
- 第20条 ノンストップトレーニング
- 第21条 発艇
- 第22条 発艇間隔
- 第23条 不正発艇
- 第24条 ゴール
- 第25条 コースを開け渡す処置
- 第26条 危険状態の選手の救助
- 第27条 パドルの流出、破損
- 第28条 脱艇
- 第29条 計時
- 第30条 成績の掲示
- 第31条 デッドヒート(同成績の順位決定)
- 第32条 抗議
- 第33条 競技委員会への提訴
- 第34条 審議委員会への提訴

主要改正点

1. ICF の構成に極力合わせた。
2. これまでは SLR 規定との合冊で編集していたが、本規定単独の扱いが出来る物とした。
3. 用語を適切な物に見直した。

第35条 連盟理事会への提訴

第36条 失格

第37条 アンチドーピングコントロール

第4章 特別ルール

第38条 日本選手権の特別規定 (別途定める)

第一章 総 則

第1条 定義、目的

定義

不変

目的 ワイルドウォーターレーシング競技は指示された急流のコースを、可能な限り早いタイムで漕航することである。

第2条 競技会

- 1 連盟または加盟団体及びその連合体で組織する大会、選考会及び予選会等で選手の参加するものをいう。

名称、表現の変更

第3条 競技者(選手)

- 1 連盟の登録会員であること。A登録会員のみが国際大会に参加する資格を有する。
- 2 不変
- 3 C2及びチーム種目の選手で登録都道府県協会(以下県協会という。)が異なる場合は、それぞれの県協会の会長の承認を必要とする。
- 4 ジュニア選手は18才の誕生日を迎える年(12月31日)までとする。

1. B登録会員も参加できる大会が「会員登録規定」で定められており、今回「A登録会員」を「登録会員」と改定した。
2. チームの選手規定の表現を分かり易くした。
3. ジュニアの年齢規定をより明確にした。
4. 競技会の申し込み期間を3年とした。

第4条 競技会日程

- 1 連盟に所属する加盟団体は、次年度以降(最大3年間)に主要競技会の開催を希望する時は、8月15日以前に連盟に書面にて申請しなければならない。その場合次の事項が含まれるものとする。
- 2 (7) その他必要な事項

第5条 最小参加者

ICFルールに従い変更

- 1 各種目は、3艇または3チーム以上が発艇しなければ成立しない。
- 2 競技の成立は、3艇または3チームすべてがゴールする必要はない。

第2章 種目・艇の構造・商標

第6条 種目

- 1 個人種目
 - (1) クラシック
女子K-1・男子K-1 男子C-1・男子C-2
 - (2) スプリント
女子K-1・男子K-1 男子C-1・男子C-2
個人種目は2種目以上に出られるが日程、発艇順等の考慮はされない。
- 2 チームクラシック種目
女子K-1(3名)・男子K-1(3名)・男子C-1(3名)・男子C-2(3艇)
 - (1) チーム種目は個人種目に参加している選手のみで構成される。
 - (2) 一人の選手は一つのチーム種目にのみ参加できる。
 - (3) 一人の選手は個人種目と異なったチーム種目に参加してもよい。
 - ① 一つのチームでただ一つの艇だけを変更する事が出来る。
 - ② この変更は審判部長に文書で提出しなければならない。

ICFルールに従い、クラシック、スプリントの種目名を変更。

第7条 艇・パドル・附属品

1 艇の仕様

(1) 寸法

全K-1艇:最大艇長**450cm**、最小艇巾60cm

全C-1艇:最大艇長**430cm**、最小艇巾70cm

全C-2艇:最大艇長**500cm**、最小艇巾80cm

ハルとデッキのつなぎ目は測定時ハルの一部とする。寸法を増す為にか
なる余分な物も艇に付けてはならない。

(2) 重量(乾燥状態で計測)

全K-1艇:最小11kg

全C-1艇:最小12kg

全C-2艇:最小18kg

注) エアーバッグは艇の一部である。スプレーデッキ(カバー)はアクセサリ
ーで、艇の一部とは考えない。

(3) 全ての艇において舵(ラダー)は禁止される。

(4) 艇は要求された大きさに合わせて、その範囲内でデザインされていなく てはならない。

(5) カヤックはデッキのある艇で、ダブルブレードのパドルで推進するものを言 い、選手はその内側に座るものとする。カナディアンカヌーはデッキのある 艇で、シングルブレードのパドルで推進するものを言い、選手はその内 側で膝をつくものとする。

(6) 艇は単一のバウとスターン及びキールラインからなる。

2 商標及び標章(商業宣伝について)

不変

2005年の部分見直しで
改正した物をICFに合わ
せた形で改正した。エアー
バック規定は新しい規定
であり要注意。

第3章 競技会組織および競技規則

第8条 役員及び委員会

1 その性格と重要性に応じ、競技会は次の役員により運営される。

(1) 競技会会長

(2) 審議委員長(審議委員会)(チェアマンオブジュリー)

(3) 競技委員長(競技委員会)(チーフオフィシャル)

(4)

(9) 発艇検艇員(プレスタートコントローラー)

(21) 医事員(メディカルオフィサー)

(22) デモンストレーター

役員の名称を見直した。

カナ表記はICFルール

2 役員は(14)、(15)、(16)、(18)、(20)を除いて連盟公認審判員でなければなら ない。海外派遣選考がともなう競技会において(3)(4)(6)は、国際審判員が望まし い。

3 役員は、2つ以上の役職を兼ねることができる。役員はコース中の選手に声をかけた り、技術的ないかなる忠告をも与えてはならない。

連盟公認審判員の必要
役員を規定した。

4 審議委員会

(2) 審議委員会は競技会開催中の最高権限を持つ委員会である。

(3) 審議委員会は3名で構成される。審議委員会は、連盟役員、開催都道府県(又 は団体)役員等で構成される。ただし委員長は、連盟役員でなければならない。

5 競技委員会

(1) 連盟が主催、共催、後援する競技会において、競技委員会を設置しなければなら ない。競技委員会は3名で構成される。

(2) 競技委員会は連盟役員、開催都道府県(又は団体)役員等で構成される。

スポンサーが本委員会に入
る規定となっていたもの
を見直した。

- (3) 競技委員会は競技会を組織し、その準備、運営を統括する。
悪天候及び不測の事態の場合、競技会の中止または延期の決定を行う。
抗議を受け付けて**判定**する。

「調停」を「判定」に変更

第9条 役員の職務

- 4 技術部長
競技会開催地での諸準備及び管理。競技会に必要な設備の設置、及び適正な機能の維持(コース管理を含む)に責任を持つ。
- 7 区間審判員
区間審判は指定されたコース区間に対して責任を持つ。
- 8 発艇員
選手のスタート順を確認して、発艇の合図をする。次の場合、選手の発艇を拒否することができる。
(1) 安全規則が守られていない場合。
(2) コールされた後で指定時刻に発艇線にいない場合。
(3) ゼッケンを適切に付けていない場合。
(4) 発艇員の指示に従わない場合。
- 9 発艇検艇員
選手の艇、ヘルメット及びライフジャケットが安全規則を順守しているか確認をする。艇に検艇員が認めた検定マークがついているか確認をする。
安全規則に反する選手に対して発艇を禁止することができる。このことにより遅延が生じても選手の責任とみなされる。
- 11 計時員
正確な時間を測定し、これを集計本部に連絡する。
- 12 集計主任
競技成績の算出に責任を持ち、それを公表する。
- 13 検艇員
連盟公認シールが固定されているか、競技に参加する艇及びライフジャケットが規則にあっているかを点検し、合格の印を付ける。あわせてヘルメットの安全確認を行う。
- 14 安全主任
救助班とともに状況に応じて脱艇した選手、危機に瀕している選手等の救助にあたる。重大な事故を想定しそのために必要な安全装備、救助品を準備する責任を持つ。
- 17 通信員
通信業務を行なう。
- 18 記録員
競技委員長、審判長、集計主任の確認を経て保存用、広報用、放送用等の記録を作成する。

適切な表現に見直した。

適切な表現に見直した。

「計時に責任を持つ」とあったが、計時が電子式に変わったことより、表現を見直した。集計主任を追加した。

適切な表現に見直した。

計時方式が変わってきたことより、表現を変更した。

第10条 競技会要項

第11条 参加申し込み (エントリー)

- 参加申し込みは、所定の申し込み用紙で、所属する**県協会長**の承認を経て、締め切り期日までに参加料を添えて申し込むものとする。
- C-2及びチーム**種目**においては、所属する相互の**県協会長**の承認を得れば、他の**県協会**に**所属する**選手と組むことができる。
- チーム**種目**は個人種目に出場する選手で**4艇(1艇補欠)**エントリーすることができる。
- 締め切り期日は、競技会初日の20日以内とし、競技会要項に記載された期日とする。
- 遅れての参加申し込みは、受理しない。

「所属する加盟団体長」を「県協会長」に変更。

第12条 参加申し込みの受理

参加申し込みの受理については、**原則として通知する**。

「参加料の領収書をもって」の表現を実情に合わせ見直した。

第13条 発艇順

- 1 主催者は競技会における発艇順に責任を持つ。日本ランキングにより下位順位から発艇する。ランキングされていない競技者はスタートリストの初めに置かれ、主催者の責任で抽選を行う。
- 2 日本ランキングシステムの目的はワイルドウォーターレーシング競技におけるトップ競技者のためのランキングシステムを確立することである。
 - (1) ランキングは各種目のすべての選手をランクするための進行形のポイントシステムである。各選手に与えられるポイントは各指定された大会の種目において獲得した決勝順位により付与される。
 - (2) ワイルドウォーター委員会は日本ランキングシステムに責任を持つ。
 - (3) 日本ランキングシステムの細部については別途定める。

現状ランキングシステムを明示し、それに基づいた発艇順決定方法を明確にした。

第14条 競技日程(プログラム)

- 1 最終プログラムは氏名と発艇順、**棄権者**を記載し、競技開始少なくとも24時間前までに配布される。
- 5 2日間に亘ってスプリント競技を行なう場合、初日は2種目で2回の漕行、2日目は残りの2種目で2回の漕行とする事が望ましい。

ICF ルールに合わせ見直した。

第15条 参加申し込みの変更並びに棄権

- 1 変更及びに棄権は、監督会議において申し出ること。又は競技当日の最初の競技開始1時間前までに**競技本部**に書面で提出すること。
- 2 一度棄権した選手の再参加は認められない。個人種目を棄権した選手は、チーム種目も出場できない。

第16条 ゼッケン(ビブ)

- 1 **ゼッケン**は主催者が交付する。
- 2 番号の大きさは15cmから20cmの高さで、太さ1.5cm以上でなければならない。
- 3 **ゼッケン**は、見えるようにつけなければならない。
- 4 C-2では前漕者(バウマン)が着用する。
- 5 各選手は、その**ゼッケンの管理**に責任を持つ。

英語の「ビブ」の表現を併記。ICFではSLRと異なり番号の高さの規定が以前通り15cmのままであるが、SLRと統一する。

第17条 監督会議

- 1 各監督へ競技開始の少なくとも5時間前迄に次の事項について書面で**通達**しなければならない。
 - (10) 検艇の**時間と場所**
 - (11) 艇の**輸送**
 - (12) トレーニングについての**取り決め**
 - (13) **アンチドーピングコントロールの場所(必要な場合)**
- 2 監督会議は**ノンストップトレーニング開始1時間前**までに行ない、下記を協議する。
 - (1) 選手に対する追加指示について
 - (2) コースの承認について
 - (3) 参加に対する変更及び棄権について

表現を分かり易くした。

第18条 安全装備

- 1 すべての艇は、不沈性((浮力材を固定する為に安定壁を加えることができる)で艇

首と艇尾からそれぞれ30cm以内にハンドル（手でつかめるもの）を取りつけなければならない。

- (1) 次のものがハンドルと考えられる：
ロープの輪、ハンドルをつけたロープ、あるいは船首から船尾まで渡したロープ、あるいは造船上一体化されたハンドルである。
- (2) ハンドルはいかなる時にも、10cm×10cm×1.5cmのテンプレートが容易に挿入ができなければならない。
- (3) 使用されるロープは（円いときは）少なくとも6mm以上の直径がなくてはならない、あるいは横断面が（四角いときは）2×10mm以上なくてはならない。
- (4) ハンドルをテープで巻いてはならない。
- (5) 全ての艇は安全確保のため艇の前後（前部はストレッチャーの前、後部はシートの後方）に以下に定められた容量のエアバックを装備していなければならない。

- ・ 全K-1: フロント30リットル, バック50リットル
 - ・ 全C-1: フロント40リットル, バック50リットル
 - ・ 全C-2: フロント60リットル, バック60リットル

容量はエアバッグの製造スタンプにより確認される。問題がある場合はまず検艇員が判断し、若し更に提訴があった場合は競技委員会が判断する。

- 2 各選手は下記に示す、しっかりと固定した安全ヘルメットとライフジャケットを着用しなければならない。

- (1) ライフジャケットは水を吸収しない浮力体を用いて作られ、上体幹に沿って裁断されている胴衣あるいはベストで、浮力体は体の前と後に同等に分布されていなければならない。それは6kgの計測された鉛あるいはそれと同等の材料でできたものを浮かべるのに十分な浮力を持たなければいけない。それは水中で意識のある人間の顔を上にした位置で浮かべつづけることが出来るようにデザインされていなければならない。
- (2) 競技者は額、こめかみ、耳を守るよう設計された、常に締め付けられるあご紐を持つ安全なヘルメット（頭とヘルメット殻の間のショックを吸収するためのスペースを持つ）を着用しなければならない。そのヘルメットは標準規格に合致した物が望ましい。

- 3 主催者は上記安全基準が守られているかどうかスタートとゴールの両方で抜き打ち検査できる。

- (1) 疑わしい場合には、艇の浮力が検査される。艇はその中を水で満たしたとき、水面に浮かんでいなければならない。

- 4 選手はいかなる時においても、即座に艇から自由に離れることが出来なければならない。

- 5 安全規則の遵守が行われていない場合、発艇員、発艇検艇員、検艇員および審判部

WWRにはSLRに無いエアバッグの規定等があり、SLRと一部異なるがICFのWWRルールに合わせた。

本質的な変更は無いがICFの表現に見直し、ICF追加規定を記載した。

海外での競技会参加を
考え、装備（艇、安全装置等）の規定は極力ICFにあわせた。

長はおのおのおのおの、彼らが任命されている職務に基づいて、選手の発艇を禁止させる責任がある。

- 6 いかなる場合においても、選手は自己の責任において発艇するものとする。主催者は、競技コースにおいて(競技中)生じた装備の損傷あるいは事故の責任を一切負わない。

第19条 コース

- 1 コースは上流から下流に向いたものでなければならない。コースは全長にわたり航行可能で、ボートにとって容易に通過できなくてはならない。

2つのコースタイプが可能である。

- a ワイルドウォータースプリントレース
- b ワイルドウォータークラシックレース

(1) スプリントコースは400mから800mの間の長さであり、発艇は個人別に行なわれる。記録は2回の合計で決定される。

(2) クラシックワイルドウォーターコースは30分以下の長さであり、発艇は個人別もしくは/または、チーム方式である。

- 2 コースは、競技会開始前に監督会議において、会議参加者の単純多数決によって承認されなくてはならない。コースが承認されない場合、競技会は代替りのコースで行う場合がある。

(1) 女子K-1とジュニアについてはチームの監督過半数の要求で短くすることができる。

- 3 危険な通過箇所ではゲートによって正しいコースを表示することができる。

- 4 コース中の陸上運搬は許されない。

スプリントは元は 500~1000m であったが短くなった。その他は本質的な改正は無く、ICF の表現に合わせた。

第20条 ノンストップトレーニング

1. ノンストップトレーニングは、少なくとも競技開始の1時間前に、大会期間中と同じ条件のもとで行われなければならない。トレーニング中の水位は調整充難の事態を除き、大会期間中と同じでなければならない。
2. ノンストップトレーニング中、競技中、全ての選手は渡されたゼッケン(ビブ)を装着しなければならない。

これまでは1日前までであった。

第21条 発艇

- 1 発艇は流れの上流か下流に真っ直ぐに向けて行われる。
- 2 発艇補助員は発艇までの間それぞれの艇を発艇位置で保持しなければならない。
- 3 発艇は、静止発艇でなければならない。発艇は音で知らされる。チーム種目の場合、第二、第三艇は、第一艇が競技の時間を開始するまで、静止していなければならない(望ましくは保持されること)。どのような場合でも、発艇員のあらゆる指示は守らなければならない、又発艇員の判断により発艇が決定される。
- 4 各種目は適当な間隔を設け、ある順番で開始される。

これまでは「発艇のまとまった規定が無かったが、ICF に合わせも受けた。

第22条 発艇順序

- 1 個人種目での発艇間隔は通常30秒間隔とするが、主催者 の判断で60秒間隔とすることができる。2 チーム種目での発艇間隔は通常60秒間隔とするが、主催者 の判断で90秒間隔とすることができる。

これまでは主催者の判断で短く出来たが、今回の改正で通常を短くし、主催者の判断で間隔を伸ばすことが出来るようになった。

第23条 不正発艇

- 1 発艇員は、不正発艇を決定して、選手を呼び戻すことができる。
- 2 発艇員は、発艇をやり直すかどうかを決定して、その決定を審判部長に報告しなければならない。

第24条 ゴール

- 1 ゴール(決勝)線は両側(岸)に、非常にはっきりした印を設けなくてはならない。
- 2 選手の漕行は決勝線を通じた時完了する。決勝線の通過は1回限りとする。決勝線の通過を繰り返した場合、失格となる。
- 3 チーム種目においては、3艇すべてが15秒以内に決勝線を通じなくてはならない。(これを超えた場合はペナルティーが生じるが、最終選手が決勝線を切った時点でゴールとする。)

ICF に合わせ表現を変えた。

第25条 コースを明け渡す処置

- 1 他の選手に追いつかれた選手は、追いついた選手が「フリー」を呼んだ場合、その選手にコースを明け渡さなければならない。

表現を分かり易くした。

第26条 危険状態の選手の救助

- 1 ワイルドウォーター競技は如何なる選手も、危険に直面している他の選手を発見した場合は、直ちに救助活動をしなければならない。その状況に遭遇した場合は救助活動をおこなった選手は永久失格となる。

ICF にあわせて見直した。

第27条 バドルの流失または破損

第28条 脱艇

第29条 計時

- 1 競技のタイムは、次のように計測される。
選手の身体が、はじめて発艇線を切った時から、選手の身体(C-2の場合は、前漕者の身体)が決勝線を切った時までのタイムを計測する。
チーム競技の場合は、最初の艇の出発時から最後の艇の到着時までのタイムを計測する。
- 2 それぞれの漕行の計時は最低100分の1秒まで正確でなければならない、そして結果は100分の1秒まで報告されなければならない。
- 3 日本選手権大会、国民体育大会、その他連盟が指定した大会においては光電子システムによるものが望ましい。その場合は、発艇線はその計測範囲とする。ただし必ずスリット線及びスリット板を設置して、予備的に手動式計測をすることとする。

ICF ルールに従い見直した。

第30条 成績の揭示

- 1 成績の集計が判明次第、出来るだけ早く、発艇番号、および所要時間を発表し、抗議を申し入れる時間が経過するまで、所定の場所に揭示しなければならない。
- 2 次の略語が成績を報告するとき使用される。

DNF	ゴールしなかった。
-----	-----------

DNS	スタートしなかった。
DSQ-R	当該漕行の失格
DSQ-C	競技からの失格

これまでの「失格」の表現を細分化された ICF ルールの表現に変更した。

スプリント競技で1回目の漕行が DNF、DNS、DSQ-R の場合、2回目は発艇することができる。DSQ-C の場合競技の成績は残らない。

3

- DNF の艇の成績には、ゼッケン、選手名、所属のみ表示する。(当該漕行の記録はなく、順位を付けない)
- DSQ-R の艇の成績の表示は DNF の艇と同じである。
- DSQ-C の艇については競技会全体から失格されており、成績表示は行わない。DSQ-C が生じた時にすでに行われている一回目の漕行の成績は最終成績あるいはそのラウンドにおける競技分析には表示されない。DSQ-C が生じた時にすでに終わっているラウンドについては、成績は残る。

4 DNS の艇の成績表示は DNF の艇と同じである。

第31条 デットヒート(同成績の順位決定)

1. 2名以上の選手、2つ以上のチームが同じタイムの場合は、同着とする。

SLR では見直しがされているが、WWR の ICF ルールは左記の通りであり、そのままとした。

第32条 抗議

- 1 抗議とは、次の条件が満たされた時のみが抗議とみなされる:
チームの監督は文書で、その種目の最終選手の成績公式掲示後20分以内に抗議を出さなければならない。この抗議書は審判部長に抗議供託金5,000円をつけて提出される。この供託金は、抗議が成立し認められた場合には返済する。抗議を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は大会本部に引き渡される。
- 2 抗議とは、審判員の判定に対して行なわれるものであり;
・明らかに間違っている判定であると思われる場合。
・競技行為に明白な違反がある場合。

ICF ルールに合わせた。特に抗議は記録掲示後 5 分以内に口頭、文章は 30 分以内に申し出必要。

第33条 競技委員会あるいは審議委員会への提訴

- 2 審判部長の決定に対する競技委員会への提訴は、審判部長の決定が明らかに競技規則に違反している場合にのみ許される。
(1) 事実についての認定事項は、競技委員会への提訴で争うことはできない。
(2) 競技進行中に審判部長が行った決定に対して競技委員会へ行う提訴は、審判部長がその決定発表後、20分以内に提出されるものとする。

これまでは 15 分であったが ICF にあわせ 20 分とした。

第34条 審議委員会への提訴

- 5 競技委員長が競技進行中に行った決定に関する審議委員会へ提訴は、答申の発表後少なくとも20分以内に提出されなければならない。

第35条 連盟理事会への提訴

- (1) 連盟理事会に対する提訴は当該競技会終了後30日以内に処理されなければならない。5000円の供託金を添えるものとする。

ICF に合わせ、表現を見直した

(2) 連盟理事会は、原告に対し**決定内容を書面**で通知しなければならない。

第36条 失格 (DSQ-C, DSQ-R)

- 1 不正な手段で競技に勝とうとする者、規則違反をした者、規則の正当性を侵す者 (DSQ-C)
 - (1) 選手が他人の行為により余儀なく規則違反をした場合 (競技委員会が失格かどうかを最終決定する。)
- 2 規則違反の艇で発艇した場合 (規格に合致していない。連盟公認シールが固定されていない。未検艇。)(DSQ-R)
- 3 外部より援助を受けた状況が役員により報告された後、その選手は審判部長の判断で失格になる。
以下の状況が外部からの援助と考える。(DSQ-R)
 - ・選手、艇に与えられたすべての援助
 - ・失ったパドル、予備パドルを与えたり、渡したり、投げたりすること
 - ・選手以外の者が艇を押し、動かすこと
 - ・電気音響装置等により(選手とその他の者との間)で指示を与えること
- 4 選手の過失により、予定の発艇時刻に遅れた場合(DSQ-R)
- 5 決勝線を転覆状態で通過した場合(転覆状態とは、頭が完全に水面下にある状態)(DSQ-R)
- 6 チーム種目で15秒以内に3艇が決勝線を切らなかった場合(DSQ-R)
- 7 審判部長は、選手、役員が大会の秩序や進行を妨げた場合はこれを指導し、競技委員会または審議委員に報告する。そして、この行為が繰り返された場合。(DSQ-C)

ICF に合わせ、表現を見直した

ICF に合わせ、表現を見直した

第37条 ドーピング(麻薬・興奮剤の投与)規定と制裁措置

付 則

- ※ 本規則は昭和55年3月18日承認され昭和55年4月1日以降効力を発する
- ※ 昭和57年4月1日改正増補
- ※ 昭和61年4月1日改正増補
- ※ 平成元年4月1日改正増補
- ※ 本規則は連盟スラローム、ワイルドウォーター委員会が改正増補して、連盟理事

事会が承

認したものである平成7年6月24日以降効力を発する

- ※ 本規定はオリンピック翌年の4月ごとに改正される
- ※ 平成10年4月1日改正増補
- ※ 平成13年4月14日改正増補
- ※ **平成18年4月1日改正増補**